

習熟訓練の実施

- ✓ STCW条約第6章第1規則及びSTCW-F条約第3章第1規則では、基本訓練のほか、全ての船員に対し、船内での任務を割り当てられる前に、船上の安全に関する下記の訓練を実施しなければならないこととされている。
(国交省の通達でもその旨を規定)
- ✓ このため、各船舶所有者において、下記の訓練の実施が必要。

<習熟訓練の内容>

- ① 基本的な安全に関して船内の他の者との意思疎通ができること及び安全情報のシンボル、掲示板及び警報信号を理解できること
- ② 次の場合に何をすべきか知ること
 - ・人の海中転落の場合
 - ・火災又は煙を感知した場合
 - ・火災警報又は退船警報が発せられた場合
- ③ 非常呼集及び退船配置及び非常時の脱出経路の確認
- ④ 救命胴衣の位置と着用
- ⑤ 警報の発令及び持運び式消火器使用の基本知識
- ⑥ 船内で一層の医療支援を捜し求める前に、事故又は他の身体上の非常事態に対し直ちに対処すること
- ⑦ 船体開口部に設置されている以外の特定の船舶に適合する防火扉及び水密扉の開閉